

行田市人権施策推進審議会の 委員を募集します

人権啓発および人権教育に関する施策の推進について、幅広いご意見を反映するため、委員を募集します。

▶**応募資格** 満20歳以上の市内在住・在勤・在学の方で、平日昼間に行う審議会(年2回程度)に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除きます。

①応募日現在、すでに本市の審議会などの委員の職にある方

②市職員および市議会議員

▶**募集人数** 2人

▶**任期** 2年間

▶**応募方法** 12月4日(月)(必着)までに「人権についての私の考え」をテーマにしたレポート(800字程度)と、住所、氏名、連絡先を記入した書類(様式自由)を直接または郵送で人権推進課人権同和対策担当【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人権推進課

▶**選考方法** 書類選考の上決定し、応募者全員に結果をお知らせします。

▶**問い合わせ** 同課人権同和対策担当(内線221)

12月4日～10日は 「人権尊重社会をめざす 県民運動強調週間」です

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

**人権啓発イベント
「ヒューマン スクウェア」を開催します**

▶**日時** 12月2日(土)午前10時～午後9時30分

▶**場所** イオンモール羽生西コート(羽生市川崎2-281-3)

▶**内容** ①アンニョン・クレヨンさんによる人権トーク&コンサート ②人権啓発ポスターの展示 ③子ども向け工作コーナー ④人権啓発DVDの上映 ⑤コバトン、ムジナもんとのふれあい

▶**入場料** 無料

▶**問い合わせ** 県人権推進課 ☎048-830-2258

防災行政無線の 情報伝達試験を実施します

自然災害や武力攻撃などの発生時に備えて、防災行政無線を利用した全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国斉情報伝達試験を次のとおり実施しますのでご注意ください。

▶**日時** 11月14日(火)午前11時ごろ

▶**放送内容** 上りチャイム音→「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは防災行田です」→下りチャイム音

Jアラートとは

国が把握した時間的に余裕がない緊急情報を市町村の防災行政無線などを利用して瞬時に伝達するシステムです。

▶**問い合わせ** 防災安全課防災担当(内線282)

防災行政無線の放送内容が 電話で確認できます

市では防災行政無線の放送内容が電話で確認できる「音声確認サービス」を行っています。聞き取れなかった場合は、こちらをご利用ください。

▶**電話番号** ☎0120-360-100(フリーダイヤル)

▶**注意** 毎日行っている定時放送については確認できません。電話が混み合っている場合は、かかりにくいことがありますのでしばらくしてからおかけ直してください。

▶**問い合わせ** 防災安全課防災担当(内線282)

女性に対する暴力をなくす運動 忍城のパープルライトアップを行います

11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。期間中、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンにちなみ、午後5時から10時(予定)まで忍城を紫色にライトアップします。

また、本庁舎東側では同運動の懸垂幕を掲示し、VIVAぎょうだ内ではDV関連について説明したパネル展示を実施します。同運動の詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページをご覧ください。

▶**問い合わせ** VIVAぎょうだ ☎556-9301

秋の火災予防運動

11月9日(木)から15日(水)まで、秋の火災予防運動期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐ事を目的に実施します。

防火標語(平成29年度全国統一防火標語)
火の用心 ことばを形に 習慣に

住宅防火いのちを守る7つのポイント
3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶**問い合わせ** 消防本部 予防課 予防担当 ☎550-2121

住宅用火災警報器設置に関する アンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、訪問時には必ず身分証明書を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入ってから確認や点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶**調査期間** 11月1日(木)～平成30年3月30日(金)

▶**問い合わせ** 消防本部 予防課 予防担当 ☎550-2121

11月は いじめ撲滅強調月間 です



県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に定め、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まずご相談ください。

よい子の電話教育相談

▶**相談日時** 24時間365日対応

▶**連絡先**

【子ども専用(18歳以下)】

#7300または☎0120-86-3192

【保護者専用】

☎048-556-0874

【Eメール相談】

soudan@spec.ed.jp



※いじめメール相談フォームは、右の二次元バーコードを携帯電話で読み込んでご利用ください。

ヤングテレホンコーナー(埼玉県警察少年サポートセンター)

▶**相談日時** 月～土曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

▶**連絡先** ☎048-861-1152

子どもスマイルネット

▶**相談日時** 毎日(祝日、年末年始を除く)午前10時30分～午後6時

▶**連絡先** ☎048-822-7007

埼玉いのちの電話

▶**相談日時** 24時間365日対応

▶**連絡先** ☎048-645-4343

さいたまチャイルドライン

▶**相談日時** 毎日(年末年始を除く)午後4時～9時

▶**連絡先**

【子ども専用(18歳以下)】☎0120-99-7777

埼玉県こころの電話

▶**相談日時** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時

▶**内容** 精神保健や心の悩みに関する相談

▶**連絡先** ☎048-723-1447

子どもの人権110番(さいたま地方法務局人権擁護課所管)

▶**相談日時** 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

▶**連絡先** ☎0120-007-110

▶**問い合わせ** 県青少年課 ☎048-830-5858